



企業の設立と運営

5.1	企業構造	53
5.2	会計	57
5.3	監査	57
5.4	株式法改正	58
5.5	企業の設立	58

5

企業の設立は、短期間で簡単なプロセスです。多くの公的機関や民間組織では、企業にとって適切な事業形態の選定に際して助言やサポートを行っており、起業家を支援しています。連邦政府では、多くのウェブサイトを通じて、事業計画から正式な登記に至る会社設立に必要なあらゆる種類の情報を幅広く提供しています。

5.1 企業構造

スイス憲法では経済の自由(旧:事業の自由)が保証されており、外国籍者を含み誰でも、スイスで事業を営み、会社を設立したり資本参加することが認められています。会社の設立にあたり、当局からの承認、商工会議所あるいは職能団体の会員資格、年次決算報告書などを求められることはありません。しかしながら、外国人が個人で継続して事業を行うには、労働許可および滞在許可が必要です。また、外国人がスイスで不動産を取得する場合には、許可が必要になります(Lex Koller, 3.6.1参照)。

スイスの会社法では、内容に制限のある会社形態がいくつか認められています。企業の形態は、非法人の人的会社(個人事業主、合資会社、合名会社)と法人の資本会社(株式会社(AG)、有限責任会社(GmbH))に分類されています。集団投資向け有限責任パートナーシップ(KKK)は、英語圏で一般的なりミテッド・パートナーシップに相当する企業体です。ドイツやオーストリアで一般的な有限合資会社(GmbH & Co. KG)と呼ばれる法的形態はスイスには存在しません。

外国の企業がスイスに拠点を設ける場合、事業の性格や期間、法規制や税制、経営戦略目標(本社、生産拠点、営業所、金融・サービス業)などの様々な要因によって、ふさわしい会社形態も変わってきます。外国の企業や個人には、業務に適した法的形態を自ら決定することが許可されています。これには慎重な検討が必要とされ、特に税制上の配慮が重要な役割を果たします。したがって、スイスの法律や税制に詳しいアドバイザーやコンサルタントに、早い段階から助言を受けることをお勧めします。また、EasyGov.swiss、経済事務局(SECO)、州の経済開発局、Innosuisse、Venturelab、Genilem、Eurostarsなどの機関やパートナー組織も効率的な支援を提供しています。しかし、国が新規企業の創出を資金面で直接助成しているわけではありません。

スイスでの会社設立には、基本的に以下の選択肢があります。

- 非法人(人的会社)や法人(資本会社)の設立
- 海外支店の設立
- 既存のスイス企業(非法人・法人)の買収
- ジョイントベンチャーの設立(非法人・法人)
- 資本参加を問わない(戦略的)提携

外国企業がスイスに会社を設立する際に選択する最も一般的な形態は、子会社(株式会社または有限責任会社、すなわちAGまたはGmbH)と支店です。新たに設けられた集団投資向け有限責任パートナーシップも、ベンチャーキャピタルには魅力的な事業形態です。

適切な法人形態選択には、以下の基準を考慮する必要があります(これがすべてではありません)。

- 資本: 設立費用、資金需要、法定の最低資本金。
- リスク・責任: 起業に伴うリスクが高い、または財政投資が多いほど、有限責任会社での設立が適切です。
- 独立性: 企業形態によっては、業務上の自由権が制限される場合があります。会社設立者は、一人で仕事をするのか、パートナーと共同で仕事をするのか、純粋に投資家を選ぶのか、共同設計をするパートナーを選ぶのかを決める必要があります。
- 税金: 企業形態によっては、営業所得、企業やオーナーの資産が個別または合算して課税対象となります。利益が大きいと、パートナーシップや個人事業主よりも、企業に多く課税される傾向があります。
- 社会保障: 法的形態によって、一部社会保険が義務、任意、あるいは不要になります。

www.kmu.admin.ch
中小企業向け公式ポータルサイト

5.1.1 株式会社 (AG)

株式会社(AG)は、スイスで最も一般的かつ重要な企業構造です。この法人形態は、外国企業が子会社を設立する場合によく選択されます。AGは独自の法人格を持つ法人であり、その責任は会社の資産に限定されます。資本金は事前に決定され、株式として更に分割されます。AGは大企業のみならず、中小企業にも適した法的形態です。持株会社や金融企業は、通例この法的形態をとっています。

株式会社の設立は、1人以上の個人または法人により可能であり、少なくとも、そのうち1人が株主でなければなりません。株式資本としては、最低10万スイスフランが必要です。株式会社を設立するには、スイスの銀行口座(いわゆる資本金支払口座)に最低5万スイスフランを振り込む必要があります。これは、将来的に少なくとも10万スイスフランに増資され、任意の時点で理事会がこの金額を請求することができます。

法律では、株式会社には3つの機関があるとされています。株主総会、理事会、監事です。

- 株主総会は、株主の総会です。定款の決議、取締役会の選任、監査役の選任などの基本的な業務を行います。
- AGの最高決議機関は取締役会です。取締役会は、1人またはそれ以上の取締役で構成されます。取締役は、株主である必要はありません。会社を代表する権限を有する者の国籍や法定住所に条件はありませんが、(取締役会あるいは執行役員会、または公認署名人)最低1人はスイス在住であることが求められます。株式会社の取締役に役員報酬が支払われますが、その額は業界、会社の規模、売上高によって異なります。社員数1,000人規模のスイス企業の取締役に受け取る役員報酬の平均額は、年額25,500スイスフランです。役員報酬は、年額一括払いで費用償還するという形式が一般的です。こういった企業における取締役会の平均人数は3.6人です。
- 監査役は、株式会社における統制機能を担っています。ただし、中小企業は、監査を省略したり、限られた範囲で監査を受けたりすることができます。

5.1.2 有限責任会社 (GmbH)

有限責任会社(GmbH)は、株式会社と合名会社の混合形態であり、特に中小企業や家族経営に適しています。有限責任会社(GmbH)は、独自の法人格を持つ独立した企業体です。有限責任会社は1人、またはそれ以上の個人、または営利会社による設立が可能で、一定額の資本金(基本資本金)を事前に集めます。各出資者は、1口あるいは複数の最低額面100スイスフランの基本持分によって、基本資本金を拠出します。基本資本金は、最低でも合計2万スイスフランとし、全額を資本金支払口座に支払う必要があります。基本持分は、書類手続によって簡単に譲渡できます。ただし、株式会社と異なり、出資者は商業登記しなければなりません。基本的に、すべての出資者が会社の共同経営に参加する権限があり、執行役のうち少なくとも1人はスイスに居住していなければなりません。

法律では、有限責任会社に3つの機関を定めています。株主総会、経営幹部、監査役です。

- 有限責任会社の最高機関は株主総会です。定款の決議、取締役会の選任、監査役の選任などの基本的な業務を行います。
- 取締役会が不要なため、GmbHの維持費用は、比較的安く抑えられます。ただしこれは、最高経営責任者に、全責任が集中することを意味します。会社の規模に応じて、監査義務は限定的になります。加えて、GmbHはAGに比べ、資本金が少なく済むという利点がある一方、匿名性がないという短所もあります。後から参加した出資者を含め、全出資者が登記簿に登録されます。
- 監査役については、会社法の規定が適用されます。

会社形態の概要

(図12)

	個人事業主	合名会社	AG	GMBH	支店
会社の設立 / 設立要件	独立した継続的利益を目的とする経済活動の開始	パートナーシップ契約への署名(形式は自由)。商業目的の事業が行われない場合、企業は商業登記簿への登記をもって成立	会社設立時の公正証書の作成、定款の認証、取締役および(スイス連邦債務法第727a条第2項の免除規定を適用しない場合は)監査役の選任、商業登記簿への登記	会社設立時の公正証書の作成、定款の認証、場合によって取締役会の決定、取締役および(スイス連邦債務法第727a条第2項の免除規定を適用しない場合は)監査役の選任、商業登記簿への登記	商業登記簿への登記
目的	小規模企業、私的な事業活動(芸術家など)	小規模で継続的な、主に個人による事業	利益を追求するほぼすべての会社に適合	小規模な主に個人による事業	法的には本社の一部で、ある程度の経済的独立性のみを有する事業活動
社名	- オーナーの姓(名は任意) - 追加が可能: 事業内容、創作名称など	- 自由選択(個人名、事業内容、造語など) - 社名には法的会社形態を記載しなければならない	- 自由選択(個人名、事業内容、造語など) - 社名には法的会社形態を記載しなければならない	- 自由選択(個人名、事業内容、造語など) - 社名には法的会社形態を記載しなければならない	- 本社と同じ名称 - 特別な追加語の使用が許可される - 本社所在地が外国の場合: 本社所在地、支店所在地 - 法的形態の表示
法的性質	事業主の個人所有	非法人(人的会社)	法人	法人	法人
商業登記簿への登記	商業目的の事業を行う場合は義務(例外: 登記権)	商業目的の事業を行う場合は義務	商業登記簿への登記により成立	商業登記簿への登記により成立	商業登記簿への登記が必須
設立者	1人の個人が事業主である	2人以上の個人	最低1人の株主(個人または法人)	最低1人の株主(個人または法人)	本社
執行機関	なし	パートナー	- 株主総会 - 取締役会(最低1名の構成員)	- 株主総会 - 幹部会議(最低1名の構成員)	- 本社の執行機関 - 自社幹部による経営; スイス在住の代表者
監査役	任命可能	任命可能	任命可能、債務法727a条第2項に則った免除申請を行わない場合、会社の基準規模による: 2年度連続で以下の3条件のうち2つが該当する場合: - 資産総額2千万スイスフラン以上 - 売上高4千万スイスフラン以上 - 年間平均従業員数250名以上		
責任	事業主の個人資産による無限責任	企業資産による一次的責任; パートナーの個人資産による二次的な無限の連帯責任	責任は会社資産のみに限定; 株主は出資金を全額払い込む義務のみ	責任は会社資産のみに限定; 定款に則った任意の限定的な追出資の義務あり; 責任は自身の出資分と関連する追出資に限定	本社

出典: 連邦経済管轄庁(SECO)、スイス債務法(OR)

	個人事業主	合名会社	AG	GMBH	支店
最低資本金	規定なし	規定なし	最低100,000スイスフラン、最低払込額50,000スイスフラン	最低20,000スイスフラン、全額払込	不要(外国の親会社からの資金提供で十分)
コンサルティング、設立、公証人の費用	700 – 1,200スイスフラン	2,400 – 4,400スイスフラン	- 3,320スイスフラン以上(電子方式) - 7,420スイスフラン以上(従来方式)(5.5.3を参照)	- 3,220スイスフラン以上(電子方式) - 7,420スイスフラン以上(従来方式)(5.5.3を参照)	1,000スイスフラン以上
メリット	- 簡素で安価な設立手続き - 形式要件が皆無 - 共同経営者が各機関の役割を自ら担うことができる - 二重課税を回避できる(法人格でないため、共同経営者の所得にのみ課税される) - 小規模企業に適している		- 責任・リスクキャピタルの範囲が限定されている - 株式移転が容易 - 代表権に制限あり - 外国人もすべての株式・株式資本を所有できる(ただし、法的代表者のうち最低1人がスイス在住であることが条件) - 資本市場に容易に参入できる - 資本集約型の企業に適している - スイスの法人格となる	- 低い最低資本金	- 自己資本が不要 - 資本金よりも設立を容易かつ安価に行える(印紙税および利益移転にかかる源泉税なし) - 親会社が影響力を行使しやすい - 税負担が低い - さまざまな租税条約に基づきスイスでの利益は本拠地(本社)のある国で免除される
デメリット	- 共同経営者は無限責任を負う - 所有財産の移転が困難 - 匿名性がなく、所有者/パートナーの氏名が商業登記簿に登録される - 資本市場への参入が困難 - 社会保険加入の義務がある		- 二重課税の可能性あり(会社の利益と配当に対する課税) - 会社設立手続きが複雑で費用が高額のため、専門家の協力が推奨される		- 外国にある本社が支店に対して共同責任を持つ - 税制上難しい - スイスの法人格でない
			高い最低資本金	出資者の匿名性がない	

出典：連邦経済管轄庁(SECO)、スイス債務法(OR)

スイスでは、短期間で簡単に会社設立が可能です。

5.1.3 支店

スイスに子会社を設立する代わりに、外国企業は支店を設立することもできます(支店は、スイスにある外国企業が多く選択する企業構造です)。そのような支店は、海外の親会社から一定の組織的、財務的な独立性を有しています。支店は独自に契約を交わし、取引を行い、またその事業所所在地で原告や被告として法廷に立つことができますが、法的には外国企業の一部です。支店設立の際には、商業登記簿への登記が必要です。認可、登記、課税、会計の点において、支店はスイスの法人と同様に扱われます。スイスで外国企業の支店を開設するにあたっては、スイス国内に居住する代表者が必要です。

5.1.4 集団投資向け有限責任パートナーシップ(Kkk)

集団投資向け有限責任パートナーシップ(Kkk)は、英語圏でいうリミテッド・リライアビリティー・パートナーシップ(LLP)に相当します。Kkkはベンチャー投資の手段として、適格な投資家のみを対象とする会社形態です。スイス債務法の合資会社に関する条項において、無限責任を負う社員は個人でなければならないと定めているのに対し、集団投資向け有限責任パートナーシップの場合、この責任を負うパートナーは法人でなければなりません。

スイスには、この法的形態が2006年から存在します。LLPの設立を希望する投資家やリミテッド・パートナーにとっては、ルクセンブルク、アイルランド、チャンネル諸島(特にジャージー島とガーンジー島)に代わる選択肢となります。これにより金融センターとしてのスイスの地位が強化され、スイス国内でベンチャーキャピタルや未公開株式、ヘッジファンド・マネジャーのような専門性の高い金融サービスを提供できる環境が整いました。

5.1.5 個人事業主

個人企業または単独オーナー企業のような個人が所有する企業は、小規模ビジネスに最も多く見られる形態です。この形態は、個人が単独で商業的活動を行う場合、つまり事業または会社を経営する場合に適用されます。個人事業主は、会社としてのリスクを個人資産や事業資産をもって責任を負います。一方、事業主は経営方針を自分で決定することができます。事業が成功した場合には、容易に法人に移行することも可能です。失敗した場合にも、清算はその他の事業形態と比較してとても簡単です。年間売上高が10万スイスフラン以下の個人事業主の場合、商業登記が免除されます。

5.1.6 合名会社

2人以上の個人が集まり、標準的な商慣習のもと、共同名義で事業を運営する企業体を合名会社と呼びます。合名会社は、参加者の合意によって設立されます。合名会社は(個人事業主と同様)明確な企業体ではないため、法人税の対象にはなりません。諸税は、各パートナーが支払います。パートナーは、自らの資産によって無制限に、そして共同で責任を負います。商業登記簿への登記が必要です。

5.1.7 ジョイントベンチャー

パートナーシップの形態として、合弁事業はその重要度を増しています。合弁事業には法規制がなく、スイスのパートナーとの合弁に適した事業形態です。合弁事業は新たに企業を設立するケースがほとんどです(例:外国のサプライヤーがスイスの販売者と共同で製造販売会社を立ち上げる)。小規模プロジェクトの場合、通常パートナーシップを立ち上げて合弁事業を展開することも可能です(例:期間が定められた研究プロジェクトなど)。

5.1.8 通常パートナーシップ

通常パートナーシップとは、共同の力や手段である共通の目的を達成することを目的とした、複数の自然人または法人の契約をいいます。通常パートナーシップの設立には、特別な形態は必要ありません。また、商業登記簿への会社登録はできません。通常パートナーシップは、外部に対しては利害関係者の共同体としてのみ活動していることから、法的性格を持たず、また、自身の名前で表立って出てくる必要もありません。パートナーは、外部に対して会社全体の義務を連帯する責任を負います。

5.2 会計

企業としての透明性を高めるため、法人は、年次決算報告書に最低限求められている詳細を記載しなければなりません。年次決算報告書には、少なくとも前年度比較と注釈が入った貸借対照表と損益計算書が必要です。連続した2会計年度において、以下の条件の2項目以上に当てはまる場合は、グループ会社の決算をグループ全体の連結決算にまとめることが、求められます。

企業としての透明性を高めるため、株式会社(AG)は、年次決算報告書に最低限求められている詳細を記載しなければなりません。年次決算報告書には、少なくとも前年度比較と注釈が入った貸借対照表と損益計算書が必要です。連続した2会計年度において、以下の条件の2項目以上に当てはまる場合は、グループ会社の決算をグループ全体の連結決算にまとめることが、求められます。

- 資産総額が2,000万スイスフラン以上
- 年間売上高4,000万スイスフラン以上
- 年平均従業員数(フルタイム)250名

5.3 監査

年次決算報告書の正確性は、国家資格を有する人物、または会社が監査します。この作業は通常、受託者、受託会社、または監査法人によって行われます。株式会社(AG)や有限責任会社(GmbH)の規模や経済的重要性に応じ、会計監査義務の内容は異なります。連結財務諸表の作成が求められる企業、証券取引所上場企業、または2年連続した会計年度で以下の条件の2項目以上を満たす企業には、定例監査が適用されます。

- 資産総額が2,000万スイスフラン以上
- 売上総額が4,000万スイスフラン以上
- 年平均従業員数(フルタイム)250名以上

上述の条件を満たさない場合、年次決算報告書は限定監査(経営幹部に対する聞き取り調査、詳細部分の適宜確認、分析的監査手順など)を受けるだけで済みます。当該年の平均正社員数が10名に満たない企業は、株主の同意を条件として監査を免除することもできます。

www.treuhandsuisse.ch
スイス信用組合

www.expertsuisse.ch
監査、税、信託に関する専門家協会

5.4 株式法改正

改正された株式法が2023年1月1日に施行されます。この改正は、株式法をより柔軟なものにすることを目的としたものです。これにより、新たに外貨建てでの株式資本も認められ、株主総会は電子的な手段でも実施することができるようになりました。さらに中間配当金に関する法的基盤が整っただけなく、株主の権利も強化されました。

5.5 企業の設立

5.5.1 手続き

明確で具体的な事業戦略が事前に完成していれば、スイスでの事業設立計画から実現までの手続は非常に短期間で完了します。スタートアップ企業の場合、簡潔で明確なビジネスプラン(3-5ページ)が必要です。これは、企業のサービスや業界に精通していない担当者にも分かりやすいように簡略化したものが望ましいです。以下の点をカバーする必要がありますが、これに限定されるものではありません。ビジョン/戦略、製品/サービス、潜在顧客、競合他社、生産/供給/調達、組織、従業員数(求人を含む)、最初3年間の損益計算書を含む予算。スイスでの事業所設立が決定したら、事業地として選ばれた州の経済開発局が事業開始までのプロジェクトの調整をお手伝いいたします。また、銀行、コンサルティング会社、公認会計士事務所およびその分野に特化した弁護士が個別の質問に対応しています。

会社設立にかかる時間は、必要書類の提出から法的に有効になるまで(第三者に対して法的効力が有効になるまで)通常2~4週間ほどです。単純なケースの場合、また州によっては、更に短期間で完了する場合もあります。創業した新しい会社の活動については一部、監督当局(FINMA等)からの許可が必要となり、事業を開始する前に取得する必要があります。

連邦経済管轄庁(SECO)では、「スタートビズ(StartBiz)」という名称で会社設立のためのオンラインデスクを設けています。個人事業主、有限責任会社、株式会社、合名会社、合資会社はこの電子システムを利用して、老齢・遺族年金(AHV)補償基金や付加価値税(VAT)管理当局、労働災害保険会社などに登録することができます。

個人事業主、合名会社および合資会社の場合、商業登録も可能です。登録すると「スタートビズ」を通して、会社の設立手続きを完了することができます。通常の場合、スイスにおける外国企業は、法人である資本会社(GmbHやAG)の法的形態で設立します。株式会社および有限責任会社の設立には、商業登記簿への登録が必要であり、公証人による公証を必要とします。

www.s-ge.com/company-foundation

スイスの概要—会社設立について

www.easygov.swiss

会社設立の電子申請

www.kmu.admin.ch > Practical knowledge > Creation of SMEs

会社設立のためのオンライン公証サービス(AG/GmbH)

www.startups.ch

会社設立のためのプライベートプラットフォーム

会社設立の手順(AG、GmbH)

(図13)

手順	所要時間(週)					
	1	2	3	4	5	6
会社名の事前確認	■					
設立に必要な書類の準備: 会社設立証書、定款、登記申請書など		■				
会社名の事前確認に、所定の認定銀行(スイスの銀行)の閉鎖口座に会社資本金を入金する必要があります。払込担当者は身分証を提示しなければなりません。外国人の場合、スイス人パートナーの紹介状を提示した方が良いです。			■	■		
会社の設立と定款の準備: 定款や業務規定、法定監査人による承認、認定銀行による資本金の払い込み確認および資本金が当該企業の自由裁量下にあることの確認会社設立後、事務所が決まっていない場合: 居所選択の申告			■	■		
スイス商業官報(「SOGC」)への掲載					■	
当該登記簿(商業登記簿、土地登記簿)への責任者および事業体の登録						■
課税対象会社としての登記						■

出典: 各州経済開発局資料

5.5.2 商業登記簿への登記

商業登記簿には、スイスで事業を営むすべての事業者が登録されています。登記簿には、各社の責任範囲や権限を持つ代表者が明記されています。登記簿の最大の目的は公報機能です。したがって、スイス連邦登記所が運営する商号データベース(Zefix)は誰でも閲覧可能で、特定の会社名が使用可能かどうかを検索できます。登記簿への登録・削除はすべて、スイス商業官報(SOGC)に公表されます。

一般に、商取引、製造業やその他の営利事業は、商業登記簿への登記が必要です。登記により、会社法による保護が適用されます。法人は、商業登記簿への登記がされて初めて法人格とみなされます。企業が使用する会社名は、法規制に準拠している限りは自由に選択できます。登記される会社は、会社名に法的形態を含めなければなりません。個人事業主の社名は、主に事業主の姓から構成されている必要があります。パートナーや共同経営者などとの関係を示す表記を含めることはできません。商業登記の登録申請は、当該要件を満たすすべての会社形態において、会社設立ポータルサイト経由でのオンライン手続が可能です。

www.zefix.ch
Zefix - 中央商号データベース

www.shab.ch
スイス商業官報

5.5.3 設立費用

株式会社および有限責任会社の設立に要する費用は、設立プロセスを従来方式で行うか、SECOが提供する電子プラットフォームから行うかによって(5.4.1を参照)異なります。設立には様々な費用が必要です(GmbHの手数料やコンサルティング料は、額が幾分下回ります)。

証券発行税の対象となるのは、有償または無償による株式正当化、および額面価格の上昇です。この税は経営参加権を考慮し、名目資本の1%が賦課されますが、そのうち100万スイスフランが控除対象となり、残りの名目資本から最低1%が徴収されます。この控除措置は、通常、起業の際と100万スイスフランまでの増資に対して適用されます。そのため、すでに設立されている企業の場合、100万スイスフランまでの増資は、証券発行税の賦課なしで行うことができます。

株式会社(AG)の設立費用

単位：スイスフラン

(図14)

設立費用	従来方式	電子方式
資本金	100,000	100,000
コンサルティングサービス(会社定款、各種税、商業登記、株券、設立書類、設立会議等)	5,000 - 7,000	1,900スイスフラン以上
商業登記簿登記料	420	420
公正証書作成手数料	1,000	
証券発行税	-	-
総費用	7,420 - 9,420	3,320スイスフラン以上

出典：www.easygov.swiss, PricewaterhouseCoopers

有限責任会社(GmbH)の設立費用

単位：スイスフラン

(図15)

設立費用	従来方式	電子方式
資本金	20,000	20,000
コンサルティング料(会社設立証書、各種税金、商業登記、有限会社基本出資、株券、設立書類、設立会議など、複雑さによって異なる)コンサルティングサービス(会社定款、各種税、商業登記、株券、設立書類、設立会議等)	4,000 - 6,000	1,800スイスフラン以上
商業登記簿登記料	420	420
公正証書作成手数料	1,000	
印紙税	-	-
閉鎖口座に対する銀行手数料	1,000	1,000
総費用	7,420 - 8,420	3,220スイスフラン以上

出典：www.easygov.swiss, PricewaterhouseCoopers